

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定による狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり行います。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部 守一

1 適性検査及び講習の日時等

別表のとおりとします。

2 対象者

県内に住所を有する者で、平成23年9月15日に狩猟免許を更新しようとするもの

3 適性検査の内容及び講習科目

区分	適性検査の内容及び講習科目
適性検査	視力、聴力及び運動能力
講習	鳥獣保護及び狩猟に関する法令
	鳥獣の判別
	猟具の取扱い
	鳥獣の保護管理に関する知識

4 受検及び受講の手続等

(1) 狩猟免許更新の申請

適性検査及び講習を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げるところにより、狩猟免許の更新の申請をしてください。

ア 提出書類

(7) 狩猟免許更新申請書 1通

(4) 猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し 1通

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条 第1項第1号の規定による猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合に限ります。）

(ウ) 医師の診断書 1通

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限ります。）

(イ) 写真 1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

(オ) 80円切手を貼った宛て先明記の返信用の封筒 1通

イ 提出先

住所地を管轄する地方事務所の林務課

ウ 手数料

手数料（2,800円）は、長野県収入証紙により納付してください。（申請書の所定の欄に貼り、消印はしないでください。）

エ 狩猟免許更新申請書の交付

地方事務所林務課、市役所及び町村役場で交付するほか、長野県ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp>）からダウンロードすることができます。

(2) 申請の受付期限

適性検査及び講習の実施日の10日前までとします。

5 その他

(1) 適性検査及び講習の当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 別表の参考範囲以外の場所での受検及び受講を希望する者は、受付時に申し出てください。

(3) 適性検査及び講習についての不明な点は、最寄りの地方事務所林務課までお問い合わせください。

(4) 適性検査及び講習の実施に際して収集する個人情報は、適性検査及び講習のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

月 日	時 間	場 所	参集範囲
5月26日 (木)	午前8時 30分から 午後4時 まで	佐久市跡部65-1 長野県佐久合同庁舎	上田市、小諸市、 佐久市、東御市、 南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
8月27日 (土)		上田市富士山2464- 226 上小森林センター	
8月27日 (土)		豊丘村神稲3120 豊丘村保健センター	岡谷市、飯田市、 諏訪市、伊那市、 駒ヶ根市、茅野市、 諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡
8月28日 (日)		下條村睦沢8801-1 下條村村民センター	
8月31日 (水)		諏訪市上川1丁目1644- 10 長野県諏訪合同庁舎	
9月 6日 (火)		上伊那郡辰野町大字沢 底字山寺山 長野県宮崎総合射撃場	
8月20日 (土)		木曽郡木曽町福島2757- 1 長野県木曽合同庁舎	松本市、大町市、 塩尻市、安曇野市、木曽郡、東筑摩郡及び北安曇郡
8月 9日 (火)		松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	
8月27日 (土)		長野市大字南長野南県 町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、 中野市、飯山市
9月13日 (火)		長野市大字南長野南県 町686-1 長野県長野合同庁舎	千曲市、埴科郡、 上高井郡、下高井郡、上水内郡 及び下水内郡

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画特定用途制限地域 松尾地区子育て住環境保全地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成23年5月22日（日）午後1時から
- (2) 開催場所 須坂市シルキーホール
(須坂市大字須坂1295番地1 「須坂駅前ビルシルキー」3階)

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から平成23年5月20日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成23年5月13日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県須坂建設事務所整備課、須坂市まちづくり推進部まちづくり課、小布施町地域創生部門地域整備グループ

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住 所 <u>〒</u>	
<u>ふりがな</u> <u>氏名</u>	
(電話)	
意見の要旨	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び塩尻都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成23年5月21日（土）午後1時00分から
- (2) 開催場所 塩尻総合文化センター 2階大会議室（塩尻市大門七番町4番3号）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
塩尻都市計画区域区分の変更案

2 案の閲覧

公告の日から平成23年5月20日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成23年5月13日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県松本建設事務所計画調査課、塩尻市建設事業部都市づくり課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案等に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿 部 守 一 様	
公述申出人	
住 所 〒 _____	
ふりがな 氏 名 _____	
(電話 _____)	
意見の要旨 _____	

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成23年4月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

県営住宅管理システム開発業務委託

(2) 業務内容

別途交付する「要求仕様書」により定義される仕様要件を満たすシステムの開発等を行うものです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年7月10日まで

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づいた公営住宅管理システムの開発業務を公告の日から過去5年以内に履行した実績を有する者であること。（元請けに限る。）

(5) 財団法人日本情報処理開発協会又はプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾を受けていること。

3 選定基準及び評価基準

(1) 提案者の選定基準

企画内容、開発実績、見積金額等を評価委員会において審査し、総合的に最も優れた業務執行能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 提案者の評価基準

別途提示する「評価基準」によります。

4 参加表明書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県建設部住宅課住宅管理係

電話 026 (235) 7337

5 参加表明書の提出期限及び方法

(1) 提出期限 平成23年5月6日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送とします。

6 企画提案書の提出期限及び方法

(1) 提出期限 平成23年6月2日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送とします。

7 企画提案書のヒアリングの予定日及び場所

(1) ヒアリング予定日 平成23年6月13日（月）（変更する場合があります。）

(2) ヒアリング場所 企画提案書の提出者宛てに別途通知します。

8 要求仕様書の交付

参加表明書の提出を予定する者に対して、要求仕様書を無償で交付します。

(1) 交付場所 4に同じ

(2) 交付期間 平成23年4月21日（木）午前9時から平成23年4月27日（水）午後5時まで

9 その他

(1) この公告に掲載されている業務については、「政府調達に関する協定」（平成7年条約23号）の適用を受けるものです。

(2) 詳細は、県営住宅管理システム開発業務委託の企画提案公募要領（以下「公募要領」という。）によります。公募要領は、長野県ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/doboku/kanri/kensetu/youken/propo-index4.htm>）からダウンロードできます。

(3) 企画提案及び業務委託において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

10 Summary

Outsourcing for development of Public Housing Total

Management System

(1) Range of work functions

Development of Public Housing Total Management System includes System Design / Development / Test, Data Migration, Design of Hardware and Network Connection, Introduction / Adjustment of System, Preparation of Manual, Plan-making / Implementation of Staff Training, Maintenance / Operation of System, and Project control of System Development

(2) Implementation period

From the date of contract until July 10, 2012

(3) Deadline for submission

a. Deadline for submission of applications

Applications must be received before 17:00 pm on May 6, 2011.

How to apply

Applications must be hand-delivered or posted.

b. Deadline for submission of project proposal

Proposal must be received before 17:00 pm on June 2, 2011.

How to apply

Applications must be hand-delivered or posted.

c. Your applications / proposal must be written in Japanese and Japanese currency.

(4) For further inquiries, please contact;

Public Housing Division, Construction Department
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City

380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

Tel: 026-235-7337

住宅課

公告

平成23年3月9日認可した筑北村による筑北地区山崎換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成23年3月22日行った旨届出がありました。

平成23年4月21日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

農地整備課